

平成19年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成19年3月9日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成19年3月9日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成19年度周防大島町一般会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第2 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第3 議案第3号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第4 議案第4号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第5 議案第5号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第6 議案第6号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第7 議案第7号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第8 議案第8号 平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第9 議案第9号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第10 議案第10号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第11 議案第11号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第12 議案第12号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第13号 平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第14号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第15号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第16号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第17号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第18 議案第18号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第19号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第20号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)

日程第21 議案第21号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第22号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

日程第2 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(説明・質疑・付託)

日程第3 議案第3号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計予算(説明・質疑・付託)

日程第4 議案第4号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(説明・質疑・付託)

日程第5 議案第5号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(説明・質疑・付託)

日程第6 議案第6号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計予算(説明・質疑・付託)

日程第7 議案第7号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(説明・質疑・付託)

日程第8 議案第8号 平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(説明・質疑・付託)

日程第9 議案第9号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計予算(説明・質疑・付託)

日程第10 議案第10号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計予算(説明・質疑・付託)

日程第11 議案第11号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)

日程第12 議案第12号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第13 議案第13号 平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第14号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第15 議案第15号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)

日程第16 議案第16号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第17 議案第17号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

日程第18 議案第18号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

日程第19 議案第19号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

日程第20 議案第20号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)

日程第21 議案第21号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第22号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)

出席議員（24名）

1番	安本 貞敏君	2番	伊東 梅芳君
3番	土手 正喜君	4番	平野 和生君
5番	荒川 政義君	6番	浜戸 信充君
7番	杉山 藤雄君	8番	神岡 光人君
9番	田村 三郎君	10番	伊藤 秀行君
12番	平村 真成君	13番	魚谷 洋一君
14番	松井 岑雄君	16番	広田 清晴君
17番	魚原 満晴君	18番	富田 安英君
19番	木村 潔君	20番	中本 博明君
21番	平川 敏郎君	22番	田中隆太郎君
23番	小田 貞利君	24番	尾元 武君
25番	久保 雅己君	26番	新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 薫君	議事課長	木元 真琴君
書記	河井 敏博君	書記	平田富久代君
書記	藤本万亀子君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
政策企画課長	中野 守雄君	財政課長	奈良元正昭君
健康福祉部長	馬野 正文君	産業建設部長	岡村 春雄君
環境生活部長	村田 章文君	久賀総合支所長	野口 菊義君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所長	鍵本 一和君
橘総合支所長	中河 美昭君	教育次長	布村 和男君

公営企業局総務部長 ... 河村 常和君

公営企業局財政課長 ... 村岡 宏章君

午後 1 時30分開議

議長（新山 玄雄君） それでは、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりでございます。

日程第 2 . 議案第 2 号

日程第 3 . 議案第 3 号

日程第 4 . 議案第 4 号

日程第 5 . 議案第 5 号

日程第 6 . 議案第 6 号

日程第 7 . 議案第 7 号

日程第 8 . 議案第 8 号

日程第 9 . 議案第 9 号

日程第 10 . 議案第 10 号

議長（新山 玄雄君） 昨日の会議に引き続き、日程第 2、議案第 2 号平成 19 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算から、日程第 10、議案第 10 号平成 19 年度周防大島町公営企業局企業会計予算までの 9 議案の補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは、特別会計予算書の方をお願いいたします。予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 2 号平成 19 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算につきまして補足説明を行います。

本文で、第 1 条の歳入歳出予算では、歳入歳出の予算の総額を 35 億 7,917 万 3,000 円と定めるものです。対前年度比 3 億 4,847 万 9,000 円、10.8%の増となっております。第 2 条の歳出予算の流用では、保険給付費の同一官内での流用ができることを定めるものです。

それでは、事項別明細書の 3 ページをお願いいたします。歳入であります。

1 款の国民健康保険税は 8 億 3,900 万 6,000 円で、対前年度比 1,157 万 5,000 円、1.4%の減となっております。過去の被保険者数の推移と税制改正及び経済状況を見込み計上しております。

続きまして 4 ページをお願いいたします。3 款の国庫支出金は 11 億 7,920 万 9,000 円で、対前年度比 1,793 万 2,000 円、1.5%の減となっております。1 項の国庫負担金では、7 億 5,146 万 4,000 円を計上しております。1 目の療養給付費負担金は医療費の

34%に相当するものです。2目の高額医療費共同事業負担金は高額医療費拠出金の25%に相当するものであります。2項の国庫補助金は市町村財政の負担能力を考慮いたしまして、療養給付費負担金の金庫を調節するための財政調整交付金4億2,774万5,000円を計上しております。

5ページをお願いいたします。4款の療養給付費等交付金は6億2,281万2,000円、対前年度比3,784万7,000円、6.5%の増となっております。退職被保険者の療養給付費について、社会保険診療報酬支払い基金から交付されるものでございます。5款の県支出金は1億6,862万9,000円、対前年度比362万2,000円、2.1%の減となっております。1項の県負担金は、国庫負担金と同様に高額医療費拠出金の25%に相当するものとして1,339万8,000円を計上しております。2項の県補助金は、医療費の6%、及び普通調整交付金の1%に相当する財政調整交付金1億5,523万1,000円を計上しております。

6ページをお願いいたします。6款の共同事業交付金は、3億7,589万5,000円、対前年度比3億3,021万8,000円の増となっております。1目の高額医療費共同事業交付金は、1件当たりの医療費の額が80万円を超える高額医療費に対し、国民健康保険団体連合会から交付されるもので4,567万7,000円、2目の保険財政共同安定化事業交付金は、平成18年10月から法改正により実施されたもので、1件当たりの医療費の額が30万円を超える高額医療費に対し交付されるもので、3億3,021万8,000円を計上しております。8款の繰入金金は、3億8,995万2,000円、対前年度比1,343万9,000円、3.6%の増となっております。

まず、一般会計からの繰入金として、保険基盤安定事業繰入金、保険税軽減分ですが、国保税の7割、5割、2割軽減に対するものとして、1億5,833万4,000円、保険基盤安定事業繰入金、保険者支援分、これは保険税軽減の対象となった一般被保険者数の平均保険税の一定割合を公費で補てんするもので、低所得者を抱える市町村を支援し、中間所得と所得者数を中心に保険税負担を軽減するものとして2,808万6,000円、職員給与費等繰入金として8,780万2,000円、出産育児一時金等繰入金として700万円、財税安定化支援事業繰入金、これは国庫財政の健全化、税負担の標準化を目的とする交付金で、普通交付税に参入される額として9,281万6,000円、その他一般会計繰入金は、国保負担軽減対策ですが、これは単県事業の福祉医療費助成事業に対するもので、1,591万4,000円を計上しております。

次に、9ページをお願いいたします。歳出であります。1款の総務費は、職員人件費や事務経費、賦課徴収経費として8,780万2,000円を計上し、対前年度比642万5,000円、7.9%の増となっております。12ページ……。

議員（16番 広田 清晴君） あんまりね、数字が違いすぎるんです。何ちゅうか、例え

ば.....。

健康福祉部長（馬野 正文君） あ、えっと、款.....。

議員（16番 広田 清晴君） 款ごとの数字。

健康福祉部長（馬野 正文君） 款ごとの合計で言ってます。

議員（16番 広田 清晴君） 看護等の合計で.....。

健康福祉部長（馬野 正文君） の、対前年度比を言ってます。

議員（16番 広田 清晴君） あっ目ごとに.....。

健康福祉部長（馬野 正文君） 目ごとではないです、はい。

議員（16番 広田 清晴君） はい。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは、12ページをお願いいたします。2款の保険給付費は、23億720万5,000円、対前年度比5,150万円、2.3%の増となっております。これまでの医療費等の推移により計上したもので、1項療養諸費は一般被保険者療養給付費として14億円、退職被保険者等療養給付費として6億5,000万円。一般被保険者療養費として350万円、退職被保険者等療養費として200万円、審査支払い手数料として700万5,000円。13ページになります。2項の高額療養費は2億3,000万円。それと、14ページになりますが、4項の出産育児諸費は、30人分の1,050万円。5項の葬祭諸費は400人分、400万円を計上しております。3款の老人保健拠出金は5億9,512万8,000円、対前年度比5,066万3,000円、7.8%の減となっております。これは、平成14年の法改正により老人保健医療制度対象年齢の引き上げと、保険者負担割合の引き下げが実施されてきましたが終了することによるものであります。

15ページをお願いします。4款の介護納付金は1億4,522万3,000円、対前年度比818万円、5.3%の減となっております。これは、介護給付費の増加に伴い、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の1人当たり負担額が増加いたしますが、国の算出により減額となっております。5款の共同事業拠出金は、高額な医療費が発生した市町村に国保連合会から交付する再保険事業に対する拠出金として4億376万2,000円、対前年度比3億5,203万6,000円の増となっております。

歳入でも説明をいたしました。高額医療費拠出金5,359万3,000円は1件当たりの医療費の額が80万円を超えるものを基準として交付されるもので、16ページになりますが、保険財政共同安定化事業拠出金3億5,016万7,000円は、平成18年10月から法改正により実施されているもので、1件当たりの医療費の額が30万円を超えるものを基準に交付されるもので、この財源として県内市町が国保連合会に拠出するものであります。その事業は、保険者の財政安定を図るとともに、保険税の平準化を進め、市町村国保が県単位の方角へ広域化する第

一步になるとの位置づけであります。

6 款の保健事業費は、職員人件費、しまとぴあスカイセンターでの保健事業及び管理費等で 2,215 万 5,000 円、対前年度比 269 万 2,000 円、10.8%の減となっております。

続いて、20 ページをお願いいたします。9 款の繰出金は、公営企業局企業会計への特別調整交付金の繰出金として 1,096 万 3,000 円、10 款の予備費として 500 万円を計上しております。

以上で、平成 19 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、予算書の方の 7 ページをお願いいたします。議案第 3 号平成 19 年度周防大島町老人保健事業特別会計予算につきまして、補足説明を行います。

平成 14 年の法改正により、老人医療の受給対象年齢が 70 歳以上から 75 歳以上に引き上げられ、また、老人医療費拠出金の老人加入率上限が撤廃されたことに伴い、公費負担割合も 30%が段階的に 50%に引き上げられてきましたが、9 月で終了をいたします。本文で、第 1 条の歳入歳出予算では、歳入歳出予算の総額を 47 億 5,004 万 3,000 円と定めるものです。対前年度比 3 億 688 万 2,000 円、6.1%の減となっております。

それでは、事項別明細書、31 ページをお願いいたします。歳入であります。1 款の支払い基金交付金は、老人医療給付費に対する社会保険診療報酬支払い基金からの法廷負担 50%分を計上したもので、23 億 8,147 万 1,000 円、対前年度比 2 億 7,150 万 2,000 円、10.2%の減となっております。

2 款の国庫支出金は、医療に要する費用のうち、国の法定負担分 12 分の 4 を計上したもので、15 億 7,804 万 7,000 円、対前年度比 2,358 万 6,000 円、1.5%の減となっております。

3 款の県支出金は、医療に要する費用のうち、県の法定負担分 12 分の 1 を計上したもので、3 億 9,451 万 2,000 円、対前年度比 589 万 7,000 円、1.5%の減となっております。

32 ページをお願いいたします。4 款の繰入金は、医療に要する費用のうち、周防大島町の法定負担分 12 分の 1 を一般会計から繰り入れるもので、3 億 9,451 万 1,000 円、対前年度比 589 万 7,000 円、1.5%の減となっております。

続きまして、33 ページをお願いいたします。歳出であります。歳出につきましては、最近の医療費の推移と受給者数をもとに計上いたしました。

1 款の医療諸費は、老人医療に対する医療給付費であり、47 億 5,003 万 8,000 円、対前年度比 3 億 688 万 2,000 円、6.1%の減となっております。医療給付費で 46 億 5,408 万 7,000 円、舗装具や柔道整復等の医療費支給費で 8,155 万 1,000 円、国保連合会等での審査支払い手数料で 1,440 万円を計上しております。

以上で、平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、予算書の11ページをお願いいたします。議案第4号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計予算につきまして、補足説明を行います。

本文で、第1条の歳入歳出予算では、歳入歳出予算の総額を29億5,783万6,000円と定めるものです。対前年度比2億2,868万7,000円、8.4%の増となっております。

第2条の歳出予算の流用では、保険給付費の同一款内での流用ができることを定めるものです。

それでは、事項別明細書の37ページをお願いいたします。歳入であります。1款の保険料は3億5,354万6,000円、対前年度比1,007万9,000円、2.9%の増となっております。前年度分の特別徴収保険料3億2,364万7,000円、前年度分の普通徴収保険料2,909万9,000円。及び滞納繰り越し分保険料80万円を計上しております。

3款の国庫支出金は7億7,782万7,000円、対前年度比899万6,000円、1.1%の減となっております。1項の国庫負担金は、介護保険は財源負担の50%を公費負担としており、介護給付費にかかる国の法定負担分、居宅給付費の20%、施設等給付費の15%として4億8,061万4,000円を計上しております。

38ページをお願いいたします。2項の国庫補助金は、全国の保険者の保険給付費総額の5%に相当する額を所得水準や後期高齢者比率により介護保険財政を調整するための調整交付金2億7,880万7,000円。18年度から創設されました地域支援事業の介護予防事業費の25%及び包括的支援事業、任意事業費の40.5%の地域支援事業交付金1,840万6,000円を計上しております。

4款の支払い基金交付金は、8億6,657万4,000円、対前年度比6,532万2,000円、8.2%の増となっております。第2号被保険者が、医療保険の中で負担している介護保険料が社会保険診療報酬支払い基金に納付されたあと、政令が定める基準に基づき交付される介護給付費交付金8億6,343万9,000円、同じく18年度から創設されました地域支援事業の介護予防事業費の31%の地域支援事業交付金313万5,000円を計上しております。

5款の県支出金は4億3,380万6,000円、対前年度比1億481万9,000円、31.9%の増となっております。

介護給付費にかかる県の法定負担分、居宅給付費の12.5%、施設等給付費の17.5%の介護給付費負担金4億2,460万3,000円、同じく18年度から創設されました地域支援事業の介護予防事業費の12.5%、及び包括的支援事業・任意事業費の20.25%の地域支援交付金920万3,000円を計上しております。

続いて、39ページをお願いいたします。7款繰入金金は5億675万4,000円、対前年度

比3,922万3,000円、8.4%の増となっております。1項の他会計繰入金では、介護給付費繰入金として3億4,816万1,000円、地域支援事業繰入金として920万3,000円、その他一般会計繰入金は職員給与費や事務費、介護認定審査会経費として1億123万7,000円を計上しております。

40ページをお願いいたします。2目の基金繰入金は介護給付費準備基金のうち4,815万3,000円を取り崩し介護給付費に充てるため繰り入れるものであります。

9款諸収入は、1,851万5,000円、対前年度比1,818万6,000円の増となっております。介護予防サービス計画書の作成料が主なものであります。

続きまして、41ページをお願いいたします。歳出であります。1款の総務費は8,799万2,000円、対前年度比124万4,000円、1.4%の増となっております。1項の総務管理費は、職員人件費や一般管理費として4,964万4,000円、42ページになりますが、2項の徴収費は、保険料徴収関係の経費として159万4,000円、43ページになりますが、3項の介護認定審査会費は、介護認定審査会関係の経費として3,675万4,000円を計上しております。

2款の保険給付費は、27億8,528万9,000円、対前年度比2億1,348万4,000円、8.3%の増となっております。1項のサービス諸費では、介護サービスとの給付費は要介護認定者のサービス給付費として23億8,261万2,000円。

44ページになります。介護予防サービス等給付費は、要支援認定者のサービス給付費として1億8,750万5,000円を計上しております。

45ページになります。2項のその他諸費は、審査支払い手数料で379万2,000円、3項の高額サービス費は5,436万円を計上しております。

4項の特定入所者サービス費は保険給付対象外となった食費、居住費の低所得者に対する補足給付として1億5,702万円を計上しております。

46ページをお願いいたします。3款の財政安定化基金拠出金は266万1,000円、対前年度と同額であり、介護保険事業計画の中で算定される保険給付費の0.1%の拠出金であります。

47ページをお願いいたします。5款の地域支援事業は、7,116万8,000円、対前年度比324万3,000円、4.8%の増となっております。1項の介護予防事業1,694万8,000円については、まず、1目介護予防特定高齢者施策事業は、介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者を対象に運動器の機能向上、栄養改善、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援等を推進する事業であり、48ページになります。2目の介護予防一般高齢者施策事業は、すべての高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及・啓発を推進する

ものであります。2項の包括的支援事業、任意事業5,422万円につきましては、まず、1目包括的支援事業は、要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象に、できる限り要介護状態へ移行するのを防ぐことを目的に、介護予防マネジメントや総合的な相談支援を実施するものであり、49ページになります。2目任意事業は、在宅の要介護者を介護している家族等の精神的・経済的な負担の軽減を図るための家族介護支援や、生きがいと健康づくり等を行う事業であります。

50ページになります。3目の地域包括支援センター運営事業は、これらの介護予防サービスを提供するために設置する地域包括支援センター運営費であり、地域包括支援センターは町の直営として社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャー等を配置して介護予防の円滑かつ適正な運営に努めているところであります。

51ページをお願いいたします。6款の介護予防支援事業は1,066万2,000円で、一般会計から組み替えたものであり、地域包括支援センターでのケアプラン作成業務等の経理であります。

以上で、平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。

私からは以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） それでは、私からは、議案第5号から議案第8号まで、環境生活部所管の4議案につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第5号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。

特別会計予算の17ページをお願いいたします。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を9億8,801万2,000円と定めております。これは、対前年比8.9%の減となっております。

また、第2条におきまして、21ページの第2表地方債のとおり、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び方償還の法について定めております。

それでは、その概要につきまして、事項別明細書により御説明させていただきます。

まず、歳入についてですが、事項別明細書の63ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金では、新規加入者を125件と認めまして、加入者負担金として301万5,000円を計上いたしました。

2款使用料及び手数料1項給水使用料は4億4,777万円の計上でございます。さきの12月定例議会におきまして、使用料にかかる条例改正の御議決を賜りましたので、これに基づ

き使用料の予算を計上しておりますが、その影響額は約5,000万円と見込んでおります。なお、本年度の第1期分は、2月及び3月分の使用料となりますので、旧料金での徴収となります。したがって、実質の影響額は年間では約6,000万円と見込んでおるところでございます。2項手数料は、諸証明手数料、業者指定手数料、開閉栓手数料、合わせて44万3,000円を計上いたしております。

64ページをお願いいたします。3款繰入金において、一般会計から5億3,318万1,000円を繰り入れることとして予算を調整しております。

4款諸収入で消費税還付金1,000円、雑入1,000円をそれぞれ計上し、5款町債では、簡易水道事業債を180万円、過疎対策事業債を180万円予定しております。

次、歳出でございますが、67ページをお願いいたします。1款簡易水道費1項事務費1目総務費は1億144万2,000円の計上であります。職員人件費の8,472万2,000円は職員10年分の給料等でございます。総務一般経費の1,672万円は、水道施設にかかる借地料169万円 失礼、169万8,000円と、消費税として1,330万円の計上が、その主なものでございます。

68ページにつきましては、2項事業費1目維持管理費であります。維持管理経費は、広域水道企業団からの受水費が3億7,884万3,000円となっております。平成19年度は、平成20年2月がうるう年のため29日あります。したがって、その分、平年よりも増額となっておりますところでございます。委託料は、電気系その保守点検、水質検査、水道施設の監視点検、メーター機検診がその主なものでございます。

70ページの2目設備費は3,039万2,000円の計上であります。

大島第3配水地の修繕、安下庄地区の石綿管の変更、神領・奥畑ポンプ所の追塩装置整備工事が、その内容でございます。

2款公債費は、元金2億9,531万6,000円、利息1億1,192万8,000円。合わせて4億724万4,000円の計上でございます。

71ページにおきまして、還付金30万円、予備費50万円を計上いたしております。

以上が議案第5号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算についての概要でございます。

続きまして、議案第6号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計予算について補足説明を行います。

予算書の23ページからになっております。第1条によりまして、歳入歳出予算の総額を5億3,450万7,000円といたしております。これは、対前年比12.5%の増となっておりますところでございます。

第2条地方債は、27ページの第2表のとおり、限度額を2億600万円とするほか、目的、方法、利率・償還の方法について定めております。それでは、事項別明細書により、その主なものについて御説明させていただきます。

事項別明細、83ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金は公共下水事業分担金として、現年度分627万円、滞納繰り越し分8万円、あわせて635万円を計上いたしました。

2款は、使用料及び手数料であります。現年分公共下水道使用料3,955万2,000円、滞納繰り越し分25万円の計上ですが、各地域の接続が順次進捗していることにより、昨年度対比488万1,000円の増を見込んでおるところでございます。

86ページをお願いいたします。3款国庫支出金1項国庫補助金は8,000万円を予定いたしております。

4款繰入金では、2億234万5,000円を一般会計から繰り入れることとしております。

5款諸収入は雑入1,000円を見込んでおります。

6款町債は、下水道事業債1億4,220万円、過疎対策事業債6,380万円を予定いたしております。このうち、平準化債が7,840万円ございます。

次、歳出でございますが、89ページをお願いいたします。1款、公共下水費、1項、事務費1目、総務管理費は、人件費が主なものでございますが、6,337万2,000円の計上でございます。

90ページの2項、事業費1目、維持管理費は、安下庄生地区及び片添地区の公共下水道維持管理費として5,859万9,000円の計上でございます。光熱水費1,073万7,000円、処理施設維持管理委託料2,536万8,000円、汚泥処理委託料537万5,000円等がその主なものでございます。

また、公課費として消費税250万円を計上いたしております。

92ページの2目、公共下水事業費安下庄地区公共下水道事業は、2億2,149万9,000円の計上ですが、町内1校区ほかの工事請負費2億1,090万円が、その主なものでございます。

次に、93ページになります。2款公債費は、元金1億3,039万1,000円、利子、4,572万7,000円、合わせて1億7,611万8,000円を計上いたしております。

以上が、議案第6号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第7号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について補足説明を行います。

29ページをお願いいたします。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を4億4,164万2,000円と定めております。これは、対前年比16.6%の減となっております。

す。

第2条は、33ページの第2表のとおり、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の107ページをお願いいたします。

歳入の1款、分担金及び負担金1項、分担金、1目、農業集落排水事業分担金では、和田地区の供用開始等を考慮し、対前年度比1,164万6,000円増の2,277万円の計上でございます。

2款使用料及び手数料のうち、使用料では農業集落排水事業使用料現年度分2,059万円、過年度分2万円の計上でございます。和田、沖浦西地区の供用開始に伴う増加分を見込んで697万7,000円の増額計上でございます。

次、108ページになります。3款県補助金は、沖浦東地区を初めとする各事業に対する県補助金として1億1,004万円を計上いたしました。

4款繰入金是一般会計からの繰り入れ金1億4,741万9,000円の計上でございます。

5款諸収入は消費税還付金400万1,000円、雑入1,000円を見込んでおります。

6款町債におきまして、下水道事業債で平準化債3,020万円含めて8,370万円、過疎対策事業債5,310万円を予定しております。

112ページをお願いいたします。冊子でございますが、1款、農業集落排水費、2項、事業費、1目、維持管理費は7,464万8,000円の計上でありますが、沖浦西地区及び和田地区の供用開始に伴い、1,347万4,000円の増となっております。

施設管理業務委託料3,548万円、下水道台帳作成委託料330万円、水質検査委託料416万7,000円、汚泥処理202万8,000円等が、その主なものでございます。

次に113ページの2目農業集落排水事業費は、2億3,427万4,000円の計上でありますが、人件費を除き、沖浦東地区6,754万5,000円、その一部3,432万円、秋地区1億1,906万円を、それぞれ計上し、事業の推進を図るものでございます。なお、沖浦東地区は今年度で完了する予定でございます。

116ページの2款公債費は、元金7,850万円、利子4,375万円、合わせて1億2,225万2,000円の計上であります。3款予備費が50万の計上でございます。

以上が、議案第7号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第8号平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について補足説明をいたします。

予算書は35ページからとなります。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を4,489万

1,000円と定め、第2条におきまして、39ページの第2表のとおり地方債について定めておるところでございます。

予算につきましては、対前年比19%の増となっております。その概要でございますが、事項別明細書131ページをお願いいたします。

まず、歳入では、1款、分担金及び負担金において、前年分として1,000円を計上いたしております。

2款、地方料及び手数料は、漁業集落排水事業使用料として299万1,000円を見込んでおります。

3款、繰入金につきましては、2,689万8,000円を一般会計から繰り入れることといたしております。

4款、諸収入としては、雑入として1,000円の計上でございます。

5款、町債は下水道事業債、および、建築対策事業債をそれぞれ750万円予定いたしております。

続いて歳出でございますが、133ページになります。1款、漁業集落、排水費1項事業費1目維持管理におきまして、電気料、修繕費、処理施設の維持管理業務委託量、汚泥処理委託料を合わせ1,268万3,000円は計上いたしております。2目漁業集落排水事業費は1,726万5,000円を計上し、処理施設の運転状況等のデータを送信するデータログ装置の更新及びマンホールポンプ1基の更新を予定しているところでございます。

134ページ、2款、公債費は、元金1,018万2,000円、利子446万1,000円、あわせて1,464万3,000円の計上でございます。

3款、予備費は30万円を計上いたしております。

以上が、議案第8号平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算の概要でございます。何とぞ、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしく申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、議案第9号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計予算につきまして補足説明をいたします。

特別会計予算書の41ページをお開き願います。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を7,734万円と定めております。それでは、事項別明細書139ページから御説明を申し上げます。

まず、歳入からであります。1款の使用料及び手数料1項使用料は、前島航路77万1,000円、情島航路563万8,000円、浮島航路924万3,000円と見込みまして、合わせて

1,565万2,000円の計上であります。2項の手数料は、手荷物等の手数料であります。3航路合せまして、309万9,000円を計上しております。

次の140ページになります。2款の国庫支出金は、それぞれの航路に係る国庫補助金といたしまして、2,252万4,000円を計上いたしました。3款の県支出金は、航路補助金といたしまして3,028万4,000円を計上しております。

4款の繰入金是一般会計から572万1,000円を繰り入れることにしております。繰越金は1,000円、雑入は5万9,000円の計上であります。

次に143ページ、歳出のところからお願いいたします。

1款の事業費1項事務費は、職員人件費1名分と事務費を合わせ895万8,000円の計上であります。

次の144ページでございますが、2項の事業費でございます。船員の人件費、燃料費など一、前島航路運行費で1,825万2,000円、2目の情島航路運行費で1,401万7,000円。3目の浮島航路運行費で、3,047万3,000円、合わせて6,274万2,000円を計上しております。

なお、情島航路につきましては、本年3月をもって職員が退職をいたしますので、すべて臨時船員の運行という見込みになることとなります。

148ページでございます。2款の公債費、これは、元利償還金を合わせまして544万円の計上であります。予備費は、昨年同額の20万円の計上であります。

以上が、議案第9号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計予算の概要でございます。

議長（新山 玄雄君） 川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第10号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計予算について補足説明を申し上げます。

それでは、お手元の平成19年度周防大島町公営企業局企業会計予算の1ページをお開きいただきたいと思っております。

この予算は、平成18年度の業務量及び事業収支の実績等を考慮し計上したものであります。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、18年度予定患者数より大島病院に医師採用に伴いまして、外来患者数1,418人の増加をさざなみ苑増床により入所者数を5,339人の増加を見込んでおります。

次に、3ページをお願いいたします。第3条は、収益的収入及び支出について定めるもので、別紙参考資料1の敷設別業務量、業務単価表により、収入を42億3,192万6,000円、支出を42億2,500万3,000円と見込んでおります。

次に、4ページをお願いいたします。第4条は、資本的収入及び支出について定めるもので、

資本的収入を14億4,070万円、資本的支出を24億2,255万円と見込んでおります。収入の企業債は、大島病院新築や各施設の機械備品整備のための病院事業債借入れを見込んだもので、支出金は大島病院新築の財源として予定しております合併特例債分として一般会計からの繰り入れを見込んだものであります。

次に、6ページをお願いいたします。第5条は、継続費について定めるもので、大島病院新築移転工事の総額を36億2,819万8,000円と見込み、18年度から21年度までの4カ年計画を予定するものです。年度別明細書につきましては45ページ継続費に関する調書のとおりであります。

第6ページに戻りまして、第6条は企業債について定めるもので、先ほど第4条で御説明申し上げました病院事業債の借入れ限度額を7億3,820万円予定しております。

第7条は、一時借入金について定めるもので、限度額を10億円と定めるものであります。

第8条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費を37ページから明細書のとおり、一般職職員は38ページの企画のとおりで、東和病院に14名の採用及び転入8名の退職者及び転出、橘病院に6名の採用及び転入7名の退職者及び転出、大島病院に15名の採用及び転入8名の退職者及び転出、やすらぎ苑に5名の採用及び転入6名の退職者及び転出、さざなみ苑に4名の採用及び転入7名の退職者及び転出、東和病院健康管理センター及び大島病院健康管理室より保健支所転出、訪問看護ステーション大島へ2名の職員と1名臨時職員で4月1日より開所し、給与費22億8,069万8,000円、公債費240万円とするものであります。

次に7ページをお願いいたします。第9条は、他会計からの補助金について定めるものであります。これは、一般会計から補助を受けるもので6億1,376万円を予定しております。

第10条は、薬品や診療材料の棚卸資産の購入限度額を9億986万9,000円とするものであります。

次に8ページをお願いいたします。第11条は、重要な資産の取得について定めるもので、大島病院新築用地の取得を上げております。附属資料といたしまして、9ページ以降に予算に関する説明書を添付してございます。なお、当年度純利益は49ページの平成19年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり3,750万2,000円の赤字を見込んでおります。

以上が、平成19年度周防大島町公営企業局企業会計予算の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 休憩をしましょうね、はい。では、暫時休憩をいたします。14時35分まで休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後 2 時35分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいですので再開をいたします。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第 2 号平成 1 9 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6 番 浜戸 信充君） 国保の加入者の職業別の構成比率と、わかれば戸数。

議長（新山 玄雄君） 予算全部です。今の、国保の、はい。（テープ中断）加入者数と、職業別、職業（「構成比率」と呼ぶ者あり）構成比率……。

それでは、後ほど答えさせますので、それじゃ進みます。

質疑はありませんか。 いいですか、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。後で答えさせます。

進みます。議案第 3 号平成 1 9 年度周防大島町老人保健事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 号平成 1 9 年度周防大島町介護保険事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 5 号平成 1 9 年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 6 号平成 1 9 年度周防大島町下水道事業特別会計予算、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 今回、工事費については、基本的には地域網羅は先ほどありました。ほいで、実際的に今年度工事費の組み方として、実は、実際的に、例えば、組む場合に、例えば管路を何メートル計画するとか、ポンプ数をおおむねどのぐらいするという格好の中で工事計上するのか、例えば、その管路の中で、布設中で、一定程度、例えば、いわゆる新たな加入戸数を見ながら、いわゆる、加味しながら計画の中に組んじょるんかを含めて、どういう組み方をするのか、今年度、例えば、工事費を組むとしたら、メーター数、そしてポンプ数といえますか、いう格好で組んじょるのか、ちょっと、根拠について、まず聞いてみたいというふうに思います。

また、各会計に分かれますが、実際的に、今から、この次には農集もありますし、実際的には漁集は終わっております。そしてまた、それぞれ同じ下水工事でも分かれてますよね。その中で、今日までの実際的な、いわゆる普及率、帳簿との下水の普及率等について、今、資料があればここで聞いときたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） それでは、ただいまの御質問の、まず第1点がマンホールポンプ室が管路延長、これにつきまして、現在、設計等、今からかかる部分もでございます。したがって、事業費としてこの範囲内でマンホールポンプと管路布設、どの地域ということは定めておりますが、延長について何メートルということは新年度に入ってから詳細に設計検討することになります。

で、普及率についての御質問ございましたが、普及率について、今現在と申しますか、これはあくまで1月末の段階で私どもの方で事業の進捗に合わせて正味している段階でございますが、まず、地区別に申しますと、旧東和地区でございますが、これは1月末の段階で36.7%でございます。で、旧橘地域が63%、で、久賀地域はございません。で、旧大島地域が15.5%、全体でトータルしますと、町域全域での1月末の状況は29.4%というのが現状でございます。

で、昨年、17年度末が19.42%でございますので、約10%、この1年間で伸びたという状況でございます。

議長（新山 玄雄君） はい、よろしいですか。 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。移ります。

議案第7号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第8号平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第9号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計予算、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 18年度のときも議論があったわけですが、いわゆる前島航路ですが、棧橋の管理費、これについては、あと、まだ来年度も上がるとるわけですが、そろそろ、やっぱり、ここは見直すということにできないんでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

前島にあります待ち合わせ所の件でございます。以前も御説明いたしましたが、旧町時代に台風があって、窓が開いて屋根が破れた、あるいは次客が中でたき火をしていたということで、こういったこととなったと思います。で、ほかの浮島情の方にもそういうものがあるわけですが、そちらの方は、いわゆる船医さんがその島の方でございます。ただ、前島の方は船長さんが全部久賀側ということで、なかなか夜間も何かあったときに、なかなかその辺の管理ができないということで引き続き計上させておりますので、どうぞ御理解のほど、よろしく願います。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 歳入で、若干、聞いときたいというふうに思いますが、実際に航路補助金がね、国庫補助金のうちの航路補助金、140ページですが実際的に、それぞれ減額しております。これは、例えば、いわゆる中身の変更という考え方でよろしいのかどうなのか聞いておきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

国庫補助金が減っているというのは、主な理由は、浮島航路につきまして、従来、かなりの額を組んでおりました。ただ、ここ最近、かなり減額なりまして、それにつきまして、まあ、国庫補助もだんだん減額ということになっておりまして、特に浮島には大きな差がございまして、19年度につきまして実用の国庫補助に合わせたということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、今の課長の答弁を聞いておりますと、今までが、国庫補助の枠が当初予算の中で高めにみとったと、ほじゃが、実際的には過去の経緯から、実績から見ると、いわゆる、そんなに入ってきてなかったんだと。だから今年度当初で入っていない分を実態に合わせたんだというところえ方でよろしいのかどうなのか、ちょっと。そこが、例えば、予算上、今の聞いておりますと、当初予算の段階で既にある程度つかめたんだが、いわゆる国庫補助、課題といたしますか、実態に合わない額を計上しちょっとと。じゃが、毎年、こう、推移を見れば実態として、実は国庫補助はそんだけ入ってなかったということで、決算上と、いわゆる予算上がかなりの差があったというところえ方でよろしいのかどうなのか。ちょっと、確認だけしちょきたい。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

国庫補助につきましては、それぞれのそのときの監査によってかなりのばらつきがございまして、ただ、この何年かは当初よりも減額の推移しております。で、予算書を見ていただいたらわかる

ように、その分だけ県費は上がってございます。ですから、国庫補助がどんどん下がっており、それに伴いまして不足分が、欠損額が県費ということなんで、国庫補助については、ばらつきはありますが、ある程度の実態に合ったものを計上したということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第10号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計予算、質疑はありませんか。杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） ふたつみつ質問します。

継続費で、18年度から19、20、21年度で36億2,800何がしか計上しておりますが、今年度は14億2,000円、今年度は、私、聞き漏れかもわかりませんが、建築費が、建物が主なように聞いたんですが、20年度について、20億円は主なものは何か、ちょっとそれと、それが第1点。から、第2点が、病院の経営も、この18年度末が赤の3,600、19年度の計画が赤の3,700というふうになっておりますが、剰余金が結構ようけあるから、まあ、大変、今まで立派な経営をやられてきたというふうに見ておるわけですが、今後、新聞やらテレビでいろいろ医療業界の状態を見ると、大変、医師不足、そして看護婦不足と、特に大学病院とか中央へ医師やら看護婦の若いのやらないのが皆取られて、田舎の方は、病院をたたまにやなんのが、特にようけ出ると、無医村に。町立病院があったんじやが、結局、医師に来てがない、看護婦不足ということで病院を閉鎖するというような地域も結構多いように、マスコミ当たり、あるいは雑誌等でもみるわけですが、本町の場合、新しく大きなものが出るんです、箱物ができるんですが、内容について、その医師不足、看護師不足に対してどういうふうな将来の見方をしておるか、そこら辺をちょっと説明をお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） お答えいたします。

平成19年度の金額につきましては、用地取得費と3分の1の建設費用を見込んでおります。20年度に3分の2の建設費用ということで、前半が少なく、20年度が金額が大きいという計上になってございます。

それから、医師不足ということでございますけれど、医師不足につきましては、当組合の方、公営企業管理者が山大との連携等をとることにより、この4月から皮膚科の常勤化、眼科の常勤化等を進めておりますし、大島病院につきましては、今後、泌尿器科の先生の着任、循環器内科の先生の着任ということの内諾をとっております医師がおります。そういった中で、大島病院の医師の充足は十分にしていって、それに見合う外来診療科及び診療室を設けた建物というのが必

然的に必要となってきた。そういったことは、合併協のときにも、平成18年と19年度を目安に建設予定するというにしていた中で、私たち公営企業局もそういった方面の医師の確保ということはずっと続けてまいりました。よく、医師については、この辺は過疎ではないですよというお話もありますので、私ども、2年前の資料ではございますが、山口県内の医師数というものを調べました。山口県内におきましては、1人のお医者さんで大体408名の患者さんを診ております。大島地区におきましては6,920名、大島地区でいらっしゃいまして、開業医さんが5名、大島病院が5名の常勤医で10名でございます。10名ですので、1人当たりの住民の方の数というのは692名。この状態では、もう少し医師を増やして、それなりの診療をしなければいけないのではないかとこの地区と考えておりますので、そういった方面で大島病院の今後の、より充実を図りたいと考えております。

看護婦の不足につきましては、平成10年度に大島看護専門学校を建設することにより、その後毎年5名程度の看護師の確保ということがずっと続けてきておりまして、今後もそれを続けることによって都市部における看護師不足等よりは若干いい方向に向けるのではないかと。来年につきましては、看護教員等にも、もう少しお願いして郡内の3病院への就職を斡旋してくれというふうなお願いをして、看護師不足を何とかしていくように努力をしておる状況でございます。議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） もう一つお聞きしますが、病院経営にはいい病棟といいますか、いい箱物で、そしていい先生がおって、もう一つ大事なのは、いい医療器具が大事だと思います。医療器具は、1台数億円、億単位のようなことを昔からよく聞いておるわけでありまして、この新しい病院つつが、今度の構想しておる新築できる病院の中の医療器具としては、どういう特徴があるわけですかね、そこら辺をちょっと。箱物については、6階建てとかあるいは場所はどこか、先生については、今、大丈夫、看護婦についても何とかなるといふ御答弁ですが、医療器具、いわゆる新鋭医療器具はどのようなものが増設されるか、ちょっと、わかっておればお聞きしたい。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 医療機械器具につきましては、既に東和病院にいております、1.5テスラのMRI、これと同等のもの、もしくは、今、3.0テスラというもののMRIというものができております。だんだん、いろんな器具がたくさん市場に出回ることによって、性能が上がり、なおかつ単価的なもの、金額的なものも下がってきておりますので、MRI、当然、CTにつきましては2年前に橋と大島病院に既に買い替えをしております、それが移設可能ということでありますので、CTにつきましては、新病院にはそのCTを移動する。それから、加えてそういった循環器に対するエコー検査のできるようなエコー設備等を考えております。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） それでは、いい箱物ができていい先生をお迎えしていい医療器具を備えてもらうて、橋を渡って、あまり外の方へ出て行かんでもええような、ひとつ立派な病院をつくっていただくことをお願いいたしまして質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 私も、今の隣の議員さんと同じこの質問だったわけですが、どうも、これだけ、もう、来年度から予算的に組んだるわけですから、少し説明が不足しとるんじゃないかと思えます。というのは、以前、全員協議会で説明をいたしました、ただそれだけです、今ね。で、もちろん、私たちが言ったらそれだけです。住民の皆さんの、まあ、もちろんこれは住民の皆さんにまでの説明っていうのはないかもわかりませんが、議会で説明すれば議員がもちろん説明すればいいんじゃないかと思えますけども、すごく、今、議論があります、町の中では。本当に必要なかというような意見もあります。ですから、もう少し、やっぱり、建設に向けての、本当にどうしても必要なんだということも含めて、もう少し説明をしていただきたい。もちろん、今の、だから、杉山議員さんもそういうところを、今、求めたわけですから、どういう病院になるのかっていうのは、もう少し具体的に説明をしていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 川田企業管理者。（「先に、先に」と呼ぶ者あり）浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ここでじゃのうていいです。今から具体的に。いやいや、それは長うなるでしょ、ここでずうっとみんな説明しよったら。ですから。（「あまり長うはなりません」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） 姿勢をしっかり。

公営企業管理者（川田 昌満君） 建てかえの理由及びなぜ新築移転なのかということについて、私なりの考え方をさせていただきたいと思えます。まず、今の大島病院につきましては、一番大事な耐震の問題があるかと思えます。これはまだ耐震検査をしておりません。耐震検査をすれば1億円余りの費用がかかるので、もうちょっと辛抱して、2年ほど辛抱していきいたいというふうに考えております。

で、入院室及び診察室等についての狭隘が非常に大きい、見苦しい。廊下についても、今は1.8メートルですが、今度は2.7メートルもしくは3メートルにしたい。で、病室については、今、4.3平米、1人当たり4.3平米ですが、1人当たり8平米以上の1人当たりの面積を考えていく必要があるかというふうに思えます。これは、今のそこにあります老人保健施設橋のさざなみ苑、このやすらぎ苑のスペースと同じということで、大変快適な病室になっておるのではないかというふうに考えております。

それから、今の病院では、感染症、細菌の巣のような形になってきておるのではなからうかということで、その感染症の問題を解決したい。

それから、この病院で、今の感染症があるってということについては、大変、医師が不安がっておられます。それを、この病院をずっと継続するのであれば、もう、ここの病院には、我々はおられない。いろいろな訴訟をされたりしますので、おられないから何とか考えてほしい、ということ。

それから、患者の環境と癒しの問題。大変、今、病室が東和と橘に比べて、非常に見苦しい、住みにくいってようなことでございますので、これを解消してあげたい、いうふうに考えております。

それから、ちょっと読んでみますと、最近のことではございますが、今のままではいけないので、今のままの、プラス、どのようにしたらいいかというふうなことで、ちょっと、私なりに考えたことを書いてきておりますので、申し上げたいと思います。

高齢者のリハビリを考え、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等を統合、一体的に適切に組み合わせ提供することにより、効果が早くあらわれてきます。そのために、現在は理学療法だけしかありません。それに、今度は作業療法と言語聴覚療法を設けたい。これは、職員が既に確保できる可能性があります。

それから、医師の確保ができれば、循環器内科 現在おりません、大島病院には それと脳外科を設置したい。早期発見、診断、早期治療を行っていくことが重要だと考えております。

また、大病院の最近の傾向では、入院期間の短縮、非常に、患者さんに重荷になってきておるのではないかと。現在、大病院では、14日、入院を14日で、後は退院さすと。で、自宅療養ということを強いられてきておるようでございます。それに対して、大病院から私の病院の方へ何とかならんかということについての受け皿も考えていく必要があるのではなからうかというふうに思っております。

大島の自治体病院で考え、できるものは全部行っていき、患者さんが郡外の医療機関で診療を受けずに済むようにしてあげ、患者さんが郡外の医療機関で診療をしないような考え方でやっていってあげるんがよからうかということで考えておりますが、医者の方の問題、例えば婦人科とか小児科とか、今、問題になっておる科については、ちょっと難しいかもしれませんが、そのほかの科についてはできるだけ私どもの自治体病院でやれるものはやっていきたいというふうに考えております。そうしますと、患者さんの経済的、肉体的、労力的緩和を考えてあげることが自治体病院の使命であると考えております。それには、公営企業局の経営を大きく圧迫負担もふえてまいりますが、自助努力で赤字が出るようであれば、今まで大島国保診療施設組合の組合長であり、現周防大島町長の中本町長さんを初め、歴代の組合長及び組合議員、職員で選出者の皆様

が蓄えてくださいました100億円近い資金を不本意ではありますが使っていかなければならぬと考えております。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

なお、大病院からの転移、入退院につきましては、医師の判断によるものでありますので、私がどうこう言うことはできませんので、医師にはその旨、伝えておきまして、患者の負担が少なくなるような方法を考えていってもらいたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。以上でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか、浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） わかりました。今後は、その時々において説明をされるんだろうと思いますが、どういうスケジュールになっとりますか。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 住民説明のときに配りました月別の予定表というのがありますので、後ほど配布させていただきますが、一応、4月に入りまして、すぐ設計を考えております。10月から、設計が終了すれば10月1日をJRさんの建物が撤収等をされれば、その時点から建設業者さんの入札を行い、1年6カ月かけて、平成21年の4月に開院予定に向けて建設を進めていきたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） それでは、先ほどの浜戸議員の質疑に対して答弁、許します。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 先ほどの浜戸議員の、国民健康保険の職業別ということでしたが、特に統計は取っておりませんのでわかりません。で、被保険者数につきましては、現在の直近で1万3,234人、世帯数では7,912世帯ということであります。

議長（新山 玄雄君） 以上で質疑を終結します。（発言する者あり）後ほどやってください。

それでは、終結します。

お諮りします。平成19年度予算の質疑が終結しましたので、日程第1、議案第1号平成19年度周防大島町一般会計予算から、日程第10、議案第10号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計予算までの10議案を、お手元に配布しております議案付託表により、所轄の常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第1号平成19年度周防大島町一般会計予算から、日程第10、議案第10号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計予算までの10議案を、お手元に配布しております議案付託表のとおり所轄の常任委員会に付

託することに決定しました。

日程第 1 1 . 議案第 1 1 号

日程第 1 2 . 議案第 1 2 号

日程第 1 3 . 議案第 1 3 号

日程第 1 4 . 議案第 1 4 号

日程第 1 5 . 議案第 1 5 号

日程第 1 6 . 議案第 1 6 号

日程第 1 7 . 議案第 1 7 号

日程第 1 8 . 議案第 1 8 号

日程第 1 9 . 議案第 1 9 号

日程第 2 0 . 議案第 2 0 号

日程第 2 1 . 議案第 2 1 号

日程第 2 2 . 議案第 2 2 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 1 1、議案第 1 1 号平成 1 8 年度周防大島町一般会計補正予算（第 6 号）から、日程第 2 2、議案第 2 2 号平成 1 8 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 2 号）までの 1 2 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明は、3 月 7 日の本会議で終了しておりますので、これより質疑に入ります。

議案第 1 1 号平成 1 8 年度周防大島町一般会計補正予算（第 6 号）、質疑はありませんか。広田議員。

議員（1 6 番 広田 清晴君） 当初予算が、先、質疑しちよるんで、改めて振り返りながら質疑するという格好になるかもわかりませんがよろしくお願ひしたいというふうに思います。

1 つは、歳入の方で大体地方交付税については特交付を引いた額ということでとらえて、普通交付税について、特交付を引いた額、改めて特交付と普通交付税の報告を求めたいというふうに思います。

次に、ページ数で言えば、1 2 ページからなります、いわゆる商工使用料のうちのそれぞれ減額について聞きます。

1 つは、答弁を求めたい点は、それぞれ当年度、いわゆる予定数量といいますが、大体こういうふうに予定人数をはじいておったと。そして、結果的にはこうだったと。それに伴う金額減ということで、例えば竜崎温泉については、温泉部門のうちでも、入浴そのほかいろいろありますね、回数券そのほかあります。それで、わかる範囲で答弁をお願いしたいというふうに思います。

また、プール部分については、初めての計上だというふうに考えておりますので、実際的には、

一応、予算立てのときに、それでも一定、いわゆるプール使用者の数を見込んだというふうに思われますので、その点でぜひとも答弁をお願いしたいというふうに思います。

次に、歳出の方で聞きたいというふうに思います。

実際の、今回、全体、補正を通じて補足説明の中では事業費の減、それと、いわゆる事業費確定と給与との確定見込みに伴う今回の補正だということで補足説明されたと思います。若干、調べてみますと、実際に給与手当、共済で約1億円ぐらいの減額になるんじゃないだろうかというふうに思います。その点で、補正段階でつかんだ数字、いわゆる3月末時点でそれぞれ給与と費がこのぐらいだ、当初予算比何%、言う格好で準備ができておれば、ぜひとも答弁をお願いしたいというふうに思います。ちょっとそれだけ、済いませんがお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず、歳入の方の交付税についての御質問がございましたけれども、今回、普通交付税で2,200万円ばかりの補正をさせていただいておりますけれども、これで、最終的には普通交付税の交付額、これが71億4,275万9,000円となります。それから、特別交付税につきましては、まだ交付決定できておりませんので、当初予算で9億6,500万円を計上しておりますが、今は9億6,500万円と見込んでおります。

それから、歳出の方で人件費についての御質問がございましたけれども、このたびの補正予算で、これ、一般会計におきまして約1億円ばかりの減額補正を行っております。そのうちわけですけれども、給料が約4,200万円、それから、手当の関係が4,100万円、それから、共済費で1,000万円、それから、退職手当の積立金等で約1,100万円ばかりの減額補正となっております。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

12ページの商工使用料でございます。これで、利用料金でございますが、当初、竜崎温泉の入館予定者数12万8,000人を予定しておりましたが、2月末現在で9万6,162人でございます。これは、昨年度17年度と比較いたしますと、17年度が8万4,353人ということで、増員しております。で、これにつきましては、単純にリニューアルオープンということで、リニューアルしてからの営業につきましては、38%の月々の増額となっております。

それと、使用料等が減額した理由でございますが、これについては、一番の理由は、回数券の使用が18年度当初予算では4万800人を想定しておりました。これが、前年度販売分の回数券、これが2万4,900人、額にして1,250万円でございますが、これがございましたので、この分が大きな要因でございます。

それと、プール利用客でございますが、18年度当初1万3,000人を予定しておりました。

これは、7月リニューアルからの人数ということで、実質9カ月分でございますが、1日当たりで約50人を想定しておりましたが、実績予定でございますが、3,450人ということで、日に13人ということで減少して、減額したということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、途中対処という確保であって、それなりに人数はじいたということであろうかというふうに思います。しかし、旧町時代に、やっぱり過疎計を使用すると、ときには、それなりの根拠ある数字を用いて、いわゆる建設着手されたということだというふうに思います。

私たち、ずっと長いこと議員しておりますと、やっぱり、実際的に計画においては、かなり高い数字を積み上げて実際的に建設後はかなり実態と低かったということがかなりの、竜崎ではなしに、旧大島町でもあります。いろんなことがあります、実際的に、私は、それは私はあまり正しくない方法ではないかと。こう言っは御無礼ですが、やっぱり、国と地方の関係をおいて、とにかく有事な起債とか、有利な補助金とかいうだけではないものが、やっぱりあったんではないかという側面が実態としてあらわれちよるんじゃないかというふうに思います。これは、担当府だけの責任ではなしに、全体の、今度は責任になってくというふうに思います。新年度予算で十分な議論をしておりませんがね、やっぱりその辺のところは、今後きちっと見ていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 答弁、いいですか。

議員（16番 広田 清晴君） はい。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。移ります。

議案第12号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、実際的な医療費見込み、当初見込みに対して97から8ぐらいになるんか、ちょっと、まあ、報告を求めたいというふうに思いますが、実態的に、振り替えがあります。先ほど、馬野部長の方が答弁されたように、10月 9月議会でしたか、振り替え、いわゆる、新たな振り替えとして3億幾らのいわゆる共同事業交付金のうちの保険財政共同安定化事業交付金、これがありました。これが9月の補正で、これ、出発なんですよ、その中で3億5,000万円、で、今回、1億4,200万円の減額ということになると、かなりの、この出発からいわゆる、この3月末でかなりの大きな変動があるんじゃないかというふうに思います。

その点で、当初の見込み違い、数量違いがあったのかどうなのか、この点もちょっと報告していただきたいというふうに思います。

先ほどいいました、今年度の医療費の状況、当初と比較してどういうふうに見ておられるのか、あわせて報告をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 保険財政共同安定化事業であります。これは、新たにできた制度でありまして、当初、不確定でありましたので、国の指示によりまして計上したわけですが、国の方もよくわからなかったということもあります。これでこの額が確定であります。これに基づいて、一応、歳入の方も同じ、同等の額を計上するというようにしております。で、医療費につきましても、当初計上してありまして、それと、今、その計上と同じような医療費の状況にはなっております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 御承知のように、医療費の確定というのは、通常2カ月遅れということになると思うんですが、それで、実際、国保会計をつくる時にも推定でつくられるというふうに思います。そういうなかで、あえて、これが今年度の確定ということになると、実際的には、今のいわゆるこの目のシステムそのものがこの時期には確定するというとらえ方でよろしいのかどうなのか。医療費が確定しないのに、この件だけは確定するよというとらえ方でいいのかどうなのか。

それと、当初14億円で、今年度14億円で推定しながら、若干5,000万円ぐらいですから、90何%になりますかね。大体、補正上は、こういう言い方はおかしいかもわかりませんが、実際的に年度当初状況の数量と、数量という言い方おかしいかもわからんが、医療費の状況ということととらえていいのかどうなのか、再度確認しちょきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 医療費につきましては、大体、月、1カ月で1億1,000万円程度ってというのがちょっと続いておりますので、結局、1億3,000数百万円が決算で出てこようとは思いますが、ちょっと、現在まだわかりませんので、少し余裕をみて1億3,400万円というぐらいで計上はさせていただいております。 済いません、13億4,800万円ということとです。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 3回目になりますから、先ほど質問した、いわゆる今年度から始まった財政共同安定化事業交付金、これが先ほど、もう既に確定したんだと、これ、確定の数字だという答弁があったんで、実際的には、まだ流動するというふうに見ちゃって正しいんじゃない

ないかと思うんですが、その辺が、この計算においても、国がわかりにくかったんじゃないかっていうだけじゃわからんし、そして、実際的には非常にわかりにくい、はあ、既に確定したもんじゃということになれば、この確定した数字から、どうせ誤差が出るんじゃないかなというふうに私は思うんですが、どうなんだろうか思ったからね、そこをちょっと聞きたい。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 保険財政共同安定化事業拠出金であります。これは、もう、国の方から確定が来ておりますので、これが決定であります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第13号平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）でございます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第14号平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第15号平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第16号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第17号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第18号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第19号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第20号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第21号平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第22号平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 当年度予算は所管課ですので、实际的に補正の中で聞いておきたいというふうに思います。

今回、实际的に、私も知る限りでは議員に出たことはほとんどありませんが、知る限りでは、やっぱり3,700万円余りの大きな赤字ということであります。そういう中で考えてますと、議員の中に1つの不安があるのが、当年度決算、例えば、収入的費用収支の関係は仮に黒字であっても、当年度で赤字になるということについて、どういう便宜があったのかというのが知りたいところだと思います。ほいで、きょう来てみますと、ここに資料が出ております。18年度末の見込みがね。ほいで、实际的に今年度の各施設ごとの黒、マイナスが出ておりますが、大島病院については实际的に黒と、まあ、単年度で、2,200万円余りの 足さないといけませんから、利益と未使用を足さなければいけませんから、かなりの黒ということであります。それ中で实际的な、今まで、私も委員会審議の中で参加する中で、1つは、いわゆる、ルール分の繰入金、ルール分といったら体制がちょっとかはわかりませんが、实际的に、例えばやすらぎ苑ならやすらぎ苑、建設等について、本来見よったのが合併以降、見てもらえなくなったとか、そういう部分もあったり、旧町ごとからいろいろ補助していただいた部分がなくなったとか、いろんな要因があるというふうに私自身見ております。そういう中で、实际的に今年度の非常に厳しい結果になった部分について、どのようにお考えなのか、まず、聞きたいというふうに思います。そ

れが1点です。

それと、大島病院について、病院ベッドの稼働率についてわかれば報告をお願いしたいというふうに思います。ベッドの稼働率、といいますが、病院側が患者数を受け入れようとしても、実際的には看護婦が足りなかったり、ほいて、医師が不足したり、ということになれば、患者数も少ないというのが実態だと思います。そういう中で、今年度全体見て、大体99ベッドの中で稼働率どのくらいだったんか、あわせて報告していただきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） まず、最初の大島病院といいますが、全体でのマイナス、赤が出ておるとい状況の主な原因として、先ほど言われましたように、診療施設組合当時は各4町からいただくお金は負担金条例という条例によってお金をいただいておりました。繰り入れを行っていただいておりました。それが、合併に伴いまして、病院部分としてくるもの以外はなしという、この差額が約1億8,000万円くらいあります。その部分がないなったことによるプラスがなくなった要因の一つです。

それと、今年度につきましては、18年当初、4月より診療報酬の改定が行われました。これが、国の試算では医療費ベースで3.16%のマイナス、これを予測して始まりましたが、当3病院を1月までの実績で計算してみますと、全体で5.11%のマイナス、中小の病院にとっては大変大きなマイナス会計となっております。このことが要因となりまして全体のマイナスを大きくしているという状況です。

あと、今現在の直近の使用状況になりますが、東和病院では入院で病床利用率が92%、橘病院が95%、大島病院は累計で62%ですが、今現在は55名程度しか入っておりませんので55%。これは、医師数・看護師数の不足により減少しております。以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう1点は、きょう、補正の方で、基本的には採決が行われますので、病院建設のですね、もう少し聞いておきたいというふうに思います。

その点で、1つは先ほど企業長の方から言われました件で、一つが、いわゆる今の周東等の病院から実際的にはどうにかならないかという格好での特殊性と、病院としての特殊性、これ、言われたと思うんですよ。じゃあ、実際的に、言葉では先ほど、いわゆる大島の中の医療の原点として建てかえていきたいんだということが言われました。その中で、常々、委員会では実数的なものはなかなか示せんわけですよ。例えば、今、割と出ているのが、大島と久賀が当該に出ているんじゃないか、いわゆる出ている数が多いんじゃないかと。その歯止めになれば、新たに建てかえる99ベッドは決しておかしくないベッド数だといえるのかどうなのか。これ、議決対象のあれですかね、若干聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 先ほど、1番目の答弁のときに病床利用率はどうかというこの答弁が漏れておりました。

昨年の3月に内科医1名やめたということは、この議会に御報告したと思いますが、その医師の、それまでの病床利用率は99床に対して82～3%でございます。約4名の常勤医で、1人20名というのが、よく、御説明するときに見れる範囲ではないだろうか。開業医さんが1人で入所ベッドで持てるのが19床という規制からも見て、1人のお医者さんによる能力は20名ではないかというふうに考えております。

現在、大島病院内科医2名、外科医1名が1人20名前後を頑張ってお見しておりますが、もう、これが自分たちの限度だということで、昨年10月ごろから60床を目鼻に病床を申請させ直しております。申告し直しております、60床での稼働という状況に、今、陥っております。先ほどお話ししたように、常勤医の復活と、やることであれば、先ほど言った6,920名の住民さんに対して、やはり99床、内科医が4名程度で、99床の必要性はあるというふうに我々は考えておりますので、そのように御理解いただけたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほど、質問1つ、いわゆる、島外へ出る、いわゆる食い止める病院としての位置づけ、今、実態的に3病院あるが実際的には大島と久賀が柳井・岩国方面にかなり出ている。これは想像つきます。ほいで、建設に際しては、そういう、いわゆる歯止めになるよう、産婦人科と小児科は困難だが、今、改めて脳外科も言われましたので、含めて実際的に、いわゆるどのぐらいの数量 数量っちゅう言い方、ごめんなさい、おかしいかもわかりませんが、実際的な大島病院に引き寄せていけば、トータルできるという考え方、一定数、どうしてもふえなければ、皆さん、今から99のベッド数、人口が減る中で、実際的に大丈夫かなという疑念があるので、ベッドじゃなしに診察量数については、こういう確保をしていけば十分やっっていけるというのがあれば、一定の数量、根拠ある数量は求めておきたいという、根拠ある数量ですね、ある程度根拠のある数字を求めておきたい。いいますのは、さっき言いましたように、起債がいろんな補助をやってく、これ、一般会計である場合ですがね、若干、さっき、クレーム的なことを言いましたが、病院におっても一緒やろう思うんですよ。新たなものをつくる。しかし、これは福祉施設なんですよ。いわゆる医療部門なんですよ、それでもやっぱりそれは十分な面を考えちゃかないけんという点は理解していただきたい。その点でぜひ数量的、例えば、今、こういう数値だが新病院見通しとしてはこういうふうに考えておるといのがあれば報告をお願いしたいというふうに思います。それが1点。

もう1点が、さっき100億円ということで基金がありました。それで、実際的に18年度の

中で、いわゆる起債に償還する分、減債、これが大体5億円ぐらい使われちゃうんじゃないかというふうに思います。そして、新年度、さっき補足説明がありました、大体5億円ぐらいは使うんじゃないかなと。そうすると、2カ年で減債が10億円見てますよね、減債そのものが。そうすると、後ずっと起債等は続いていくわけですね。減債の充て方についてはどのように考えておられるのか。いわゆる、病院の場合は、退職給与費引当金いろんな基金がありますね。ほいで、実際的に民間にあって、ほいで、当然、基金条例に基づいて支出されると思うんですよ。しかし、2カ年で減債、それは返し方にもよりますが、結構大きい部分があるんじゃないか、基金の持ち出しからしたら、大きい部分があるんじゃないかと思いますが、その点で若干補足を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） ただいまの起債の返還によります減債積立金の減少という質問がございましたが、確かに、企業債の元金に償還に充てるものとして減債積立金を毎年取り崩しております。これが、4億円なり5億円なりという金額で行って、今、貸借対照表上にある減債積立金の残がどんどん減ってくるのではないかという御質問になるかと思いますが、確かに減ってはまいります、減債積立金を充てるのは、起債の元金の償還のみに充てるという理由がついてるだけであって、これがなくなったからといって現金で充てても構わないんです。だから、トータルのものとして減債積立金がなくなれば、もし、なくなればですが、現金をもって資金に充てるという資産の償還に充てるということになります。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 患者数その他医療に対する考えということになりますが、時間外等の救急患者数については、柳井消防さんの方で統計を取られていらっしゃる、大島地区から周東まで何名を搬送した、その年度、東和病院は何名、大島病院は何名、というふうな統計的な数字がございます。その中で見る限り、大島郡からも結構な数が柳井地区周東総合病院に来てんだというふうな御指摘も、この間、柳井救急医療会議で御指摘を受けました。その部分の患者数というのは、当然、土日時間外に大変、どういったとこに医療に行ったらいいかという患者さんの受け皿として、やはり大島病院、今後充実させていって考えなければいけないと思います。

お手元にお配りしております施設別業務量、業務単価表というのがございます。この中で、大島病院、業務量が2万6,288、単価が1万6,597とございます。この中で医師1人ふやすことによって、医師1人ふえたことによって、その単価を掛ければ、この医師の収入源がおおむね出ます。それをもってして今後の起債とかその他、借りる場合の医師の確保とあわせて業務量の増加その他をはじき、収支的にこういうふうになっていくという計算値は出していくようにし

ております。

それと、先ほどの中で、利益積立金が7億7,000万円ありますので、当組合としましては毎年3,700万円程度、約20年間これを支え続けていけるのではないかというふうに考えております。よろしくをお願いします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。続けます。

これより、討論、採決に入ります。

議案第11号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第11号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第12号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第13号平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第14号平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第15号平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第16号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第17号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第18号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第19号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第20号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第21号平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第22号平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、3月19日、月曜日、午前9時30分から開きます。

午後3時46分散会